

受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配点
1 実施方針等		30
(1)業務の実施方針	広島市における乗合バス事業の現状及び基本仕様書で定めた業務内容を十分理解したものであるか。	10
(2)業務の具体的な実施手順とその考え方	実施手順やその考え方が明確に示されているか。その内容は適切かつ効果的なものか。	15
(3)作業計画	作業計画が、業務内容に対して、妥当かつ現実的であるか。	5
2 実施主体の適格性		30
(1)実施体制	業務内容に対して、適切な人員が確保されているか、役割分担が明確かつ適切であるか、発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
(2)類似業務の実績	本業務と類似の業務経験がどの程度あるか、関連した契約実績があつて、業務を遂行するに当たり有益な知見があると判断できるか。 以下の業務を類似業務とする。 ①公共交通事業者の経営検討に関する業務 ②公共交通に係る官民連携組織等の組成に関する業務	10
(3)実施能力	実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	10
3 従事予定者の経験等		25
(1)類似業務の実績	類似業務の経験があるか。 以下の業務を類似業務とする。 ①公共交通事業者の経営検討に関する業務 ②公共交通に係る官民連携組織等の組成に関する業務	10
(2)専門知識・ノウハウ	業務内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	10
(3)保有資格等	業務内容に有益な資格等を有しているか。 〔資格等の例〕公認会計士、税理士、弁護士、運行管理者（一般乗合旅客）など※ ※上記に例示した以外の資格等を記載される場合は、本業務に有益と考える理由を併せて記載してください。	5
4 その他		15
(1)業務経費の縮減	提案額が上限額をどの程度下回っているか。	5
(2)アピールポイント	業務内容に有益なアピールポイントがあるか。	10
合 計		100